

## 特惠原産地規則の多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動き

### —特惠原産地規則の簡素化への多国間の枠組みの役割—

長谷川 実也\*<sup>1</sup>

#### 要 約

自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の進展による特惠原産地規則の多様化・複雑化の影響が注目されているが、各国がFTA・EPAの原産地規則の運用で得られた経験や、FTA・EPAの広域化及びメガFTA・EPAの進展を踏まえて、複雑化した原産地規則を収斂させる動きがある。本稿では、日本が締結したEPA及び主要国のFTAの原産地規則について、主要なセクターの代表的な品目を選んで比較分析を行うことにより、原産地規則の多様性・複雑性の現状、また、収斂に向けた動きについて調査し、多様性・複雑性の軽減のための原産地規則の簡素化が可能か検討し、さらに、世界貿易機関（WTO）などの多国間の枠組みが原産地規則の簡素化の取り組みに果たしうる役割について検討する。

キーワード：原産地規則，特惠原産地規則，FTA，EPA

JEL Classification: F13, K33

## I. はじめに

自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の進展により、原産地規則は、締約国間で適用される特惠の対象となる産品を決定するルールとして重要な役割を果たすものであるが、FTA・EPAの増加とともにそれぞれ異なる内容の原産地規則が策定され、原産地規則が多様化、かつ、複雑化することによる影響が注目されてきている。

一方で、各国がそれぞれのFTA・EPAの原産地規則の運用で得られた経験、また、FTA・EPAの広域化や多くの締約国が対象となるメガFTA・EPAの進展によって、複雑化した原

産地規則を収斂させる動きがあり、また、原産地規則の適正な実施を確保するための証明・確認手続きについても、従来の第三者による証明から自己証明への流れが進むなど、簡素化に向けた動きがある。

日本は、先行的にFTAを進めてきた米国やEUを含め、主要な国・地域と広くEPAを進め、近年では、TPP11<sup>1)</sup>、日EU・EPAといったメガFTAを締結したところである。本稿では、日本のFTA・EPAの原産地規則について、主要なセクターの代表的な品目を選び、主要国のFTAの原産地規則も含め、比較分析を行うこ

\* 1 前長崎大学経済学部教授、現在は財務省東京税関調査部長

とにより、原産地規則の多様性・複雑性の現状、また、収斂に向けた動きについて調査し、多様性・複雑性の軽減のために原産地規則の簡素化が可能かを検討する。さらに、世界貿易機関

（WTO）などの多国間の枠組みが原産地規則の簡素化の取り組みに果たしうる役割について検討を行う。

## II. 原産地規則について

原産地規則は、国際的に取引される商品の国籍である原産地を認定するための規則であり、原産地により異なった扱いが必要とされるあらゆる通商政策上の措置に用いられる<sup>2)</sup>。

原産地規則には、開発途上国に対する一般特惠関税（GSP）に基づき開発途上国に与えられる特惠やFTA・EPAにおいて加盟国に与えられる特惠に適用される特惠分野の原産地規則（特惠原産地規則）と、それ以外の原産地規則（非特惠原産地規則）<sup>3)</sup>がある。

原産地規則にかかる国際的な規律として、世界貿易機関（WTO）の原産地に関する協定（以下、「原産地規則協定」という。）がある。本協定では、非特惠原産地規則について、国際的に統一された原産地規則（調和原産地規則）を策定するための作業である調和作業を実施すること、また、調和作業が完了するまでの間（経過期間）の規律として、加盟国が適用する原産地規則の基準の明確化を図ること、貿易制限的に

運用しないこと、貿易の目的を追求する手段として用いないことなどが規律されている。なお、1995年より開始された調和作業は、合意に至らず2007年に作業は停止された<sup>4)</sup>。

一方、特惠原産地規則は、原産地規則協定のこれら規律の対象とはされていない<sup>5)</sup>。この規律の違いは、特惠原産地規則は、商品の国籍を決定するというより、特惠待遇を与える要件を規定するもので、本来、貿易の目的を追求する手段として用いられる性格のものであるからと考えられる<sup>6)</sup>。

原産地規則は、大きく分けて、対象となる商品の原産地を認定するための基準（「原産地基準」と、原産地基準を満たしていることを輸入国税関に証明する手続きやその証明を事後に確認する手続き（「手続的規定」）から構成される<sup>7)</sup>。

原産地基準は、大きく分けて、当該物品が1か国で完全に生産された場合に適用される「完全生産品」の基準と、当該物品の生産に二以上

1) 2018年12月に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）では、米  
国を含む12か国により2016年2月に署名され、その後2017年1月に米国が離脱した環太平洋パート  
ナーシップ協定（TPP）の原産地規則の規定が維持されている。

2) 長谷川実也（2003）参照

3) 非特惠原産地規則には、最恵国待遇、ダンピング防止税又は相殺関税、セーフガード措置、原産地表示、  
差別的數量制限又は関税割当て、政府調達又は貿易統計の適用に用いられる原産地規則などがある。

4) 長谷川実也（2018b）参照

5) 特惠原産地規則については、その附属書II（特惠に係る原産地規則に関する共同宣言）において、基準の  
明確化を図ることなどが規定されているのみである。

6) 例えば、FTA・EPAにかかるWTOの規律として、域内の実質上すべての貿易について関税を撤廃する  
ことが要件であるが、その要件を満たすために、締約国にとってセンシティブな品目についても関税の撤廃  
対象とする場合に、原産地規則を厳格とすることにより特惠対象となる商品を事実上限定できると考えられる。

7) それ以外に、輸出国から輸入国への運送の途上で原産という資格を失っていないかどうかを判断するた  
めのルール（積送基準）がある。

の国が関与している場合に適用される「実質的変更基準」がある<sup>8)</sup>。

実質の変更基準には、関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準がある。関税分類変更基準とは、非原産品である材料の関税分類番号（すなわち、統一システム品目表<sup>9)</sup>（以下、「HS品目表」という。）の番号）と、その材料から生産された製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質の変更が行われたとするもの、付加価値基準とは、締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上（以下、「閾値」という。）の場合に実質の変更が行われたとするもの、加工工程基準とは、

締約国で特定の加工工程が行われた場合に実質的変更が行われたとするものである<sup>10)</sup>。

なお、原産地規則協定は、非特惠原産地規則の調和作業において、実質的変更基準として関税分類変更基準を第1のルールとし、適当でない場合の補足的な基準として、付加価値基準又は加工工程基準を用いているが、調和作業が終了し、国際的に統一された調和原産地規則が合意されるまでの間の非特惠原産地規則、また、そもそも原産地規則協定の規律の対象外である特惠原産地規則については、実質的変更基準にどの基準を採用するかは各国の裁量にゆだねられることになる<sup>11)</sup>。

### Ⅲ. FTA・EPAの進展による特惠原産地規則の広がり

日本で最初に締結されたEPAはシンガポールとの間で2002年に締結された日・シンガポールEPAであり、それ以降、表1に示すように17ものEPAを締結してきた。

しかしながら、先進的にFTAを進めてきた米国やEUをみると、米国は1994年にカナダ、メキシコとの間でNAFTAを締結、また、EUは1994年に欧州自由貿易連合(EFTA)とのFTAである欧州経済領域(EEA)を締結、それ以降も多くの国とFTAを締結するなど、日本に先行してFTAの推進を図ってきている。

日本が締結したEPAの相手国のうち、メキシコ、チリ、ペルー、カナダは日本に先行して米国やEUとFTAを結んできており、また、アセアン及びその加盟国は、アセアンとして、中国、インド、韓国などと広くFTAを進めて

きている。

EPAの原産地規則は、お互いの利害を踏まえた相手国との交渉により決定されると考えられるが、日本とのEPAの相手国が締結してきたFTA・EPAの原産地規則が、日本とのEPAの原産地規則の内容に影響を与えたと考えられる。

8) 長谷川(2018a)参照。なお、それ以外に、日本のEPAでは、生産に直接使用された材料が全て原産材料である場合に適用される「原産材料のみから生産される産品」という基準が採用されている。

9) 統一システム品目表とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)(昭和62年条約14号)附属書に定める品目表である。

10) 長谷川(2018a)参照

11) 長谷川(2018a)参照

表1 日本の特惠原産地規則及び導入等の時期

原産地規則	導入等の時期
調和原産地規則案（統合テキスト）	1999年5月、技術的検討終了（注）
日・シンガポール EPA	2002年11月発効
日・メキシコ EPA	2005年4月発効
日・マレーシア EPA	2006年7月発効
日・シンガポール EPA 改正議定書	2007年9月発効
日・チリ EPA	2007年9月発効
日・タイ EPA	2007年11月発効
日・インドネシア EPA	2008年7月発効
日・ブルネイ EPA	2008年7月発効
日・アセアン EPA	2008年12月発効
日・フィリピン EPA	2008年12月発効
日・スイス EPA	2009年9月発効
日・ベトナム EPA	2009年10月発効
日・インド EPA	2011年8月発効
日・ペルー EPA	2012年3月発効
日・豪州 EPA	2015年1月発効
日・モンゴル EPA	2016年6月発効
TPP11	2018年12月発効
日 EU・EPA	2019年2月発効

（注） 1995年より WTO で実施された非特惠原産地規則の調和作業は、その後各国が締結した FTA・EPA の原産地規則に影響を与えたとされており<sup>12)</sup>、調和作業によって調和原産地規則案として策定された統合テキスト<sup>13)</sup>も参考として含めている。その導入時期としては、統合テキストの作成時期である 2007 年でなく、調和原産地規則案の技術的な検討作業が終了した 1999 年としている。

## IV. 原産地規則の多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動き

### IV-1. 原産地規則の多様性・複雑性の現状 （先行研究と本稿の目的）

本章では、原産地規則の多様性や複雑性の現状及び収斂に向けた動きについて調査・分析を行うこととする。

原産地規則の多様性や複雑性の現状を把握する試みとして、特に、多様性や複雑性に影響を及ぼす規則の厳格性について、原産地基準毎に厳格性の強弱のパラメータを仮定・設定<sup>14)</sup>し、各 FTA・EPA の原産地規則に採用された原産

12) Bernard Hoekman and Stefano Inama (2018) 参照

13) WTO (2010), 長谷川実也 (2018b) 参照

14) 例えば、関税分類変更基準であれば、上から、類変更 (CC), 項変更 (CTH), 号変更 (CTSH) の順に厳格と仮定し、厳格性を示すパラメータとして、それぞれ、+8, +6, +4 を設定するもの。

地基準のパラメータを総計して、FTA・EPA 毎又はそれぞれの品目セクター毎に厳格性を定量化することにより、各 FTA・EPA の原産地規則の多様性や複雑性を明らかとしようとした先行研究<sup>15)</sup>がある。これは、各 FTA・EPA の厳格性の全体的な比較に役立つものである。しかしながら、この方法では基準が同じであればその厳格性も同じと仮定しており、同じ基準であっても品目毎にその厳格性の内容は異なることから<sup>16)</sup>、どのように厳格なのか、そして、厳格性を具体的にどのように改善すべきかを知るためには、品目毎に規則の内容の比較分析が必要である。

品目毎の分析を試みた先行研究<sup>17)</sup>としては、統合テキストと 4 つの自由貿易協定 (TPP, 米国・韓国 FTA, EU・カナダ FTA 及び EU・韓国 FTA) で用いられている特惠原産地規則を比較し、一部の品目を例示しつつ、多様性の状況及び一部品目の収斂への動きについて示したものがあ

る。本稿では、それら先行研究を踏まえるとともに、北米, EU, アジアと広くメガ FTA を進める日本の EPA の特惠原産地規則について調査を行うことにより、原産地規則の多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動きについて分析し、簡素化のための方策、例えば、品目毎の規則の標準化が可能かについて検討する。

#### IV-2. 日本及び主要国の FTA・EPA の原産地規則 (原産地基準) の比較・分析

本節では、日本の EPA の原産地規則 (この節ではそのうちの原産地基準) がどのように変遷してきたか、具体的な品目を取り上げて検討し、その際、米国, アセアン, EU などが締結

してきた FTA の原産地規則とも比較を行い、これら主要国の FTA の原産地規則が日本の EPA の原産地規則にどのような影響を与えたかについても検討する。

原産地規則は、品目毎に、その生産工程の中でどの工程に原産性を与えるかを示すルールと言える。よって、原産地規則の多様性・複雑性の現状の理解には、品目毎に、生産工程を踏まえ、原産地規則の具体的内容の分析が必要であり、日本がこれまでに導入してきた原産地規則について、主要品目の「規則の内容」<sup>18)</sup>及び「規定方法」<sup>19)</sup>について詳細な比較・分析を行う。

##### IV-2-1. 分析対象品目

主要品目の「規則の内容」及び「規定方法」の比較・分析を行うにあたって、主要なセクターから、以下のとおり、代表的な品目を分析対象として選定した。

- (1) 農産品: 肉の調整品 (ソーセージ等 (第 1601.00 号))
- (2) 化学品: 有機化合物 (第 2904.10 号)
- (3) 繊維製品: 織物製の衣類 (第 6201.11 号)
- (4) 履物: 履物 (本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のもの) (第 6402.91 号)
- (5) 鉄鋼: フラットロール製品 (第 7210.11 号)
- (6) 機械類
  - ① 発電機 (第 8502.11 号)
  - ② 乗用自動車 (第 8703.23 号)

##### IV-2-2. 分析対象品目の原産地規則の「規則の内容」及び「規定方法」の比較・分析

主要なセクター毎に、分析対象として選定した品目について、それぞれ、生産工程、それを踏まえた原産地規則及びその類型化、日本及び

15) Estevadeordal, Harris and Suominen (2009)

16) 例えば、一律の厳格性の基準では、項変更 (CTH) は号変更 (CTSH) より厳格とされるが、後述するように、機械類の規則の場合には、それらに厳格性の違いは事実上ないと考えられる。

17) Bernard Hoekman and Stefano Inama (2018) 参照

18) 「規則の内容」とは、規則の厳格性を意味し、規則の内容が同じであれば、同じ生産工程に原産地を付与すること (厳格性は同じこと) を意味する。

19) 「規定方法」とは、規則を規定する用語を意味し、規則の内容は同じであっても、それを表現する用語は FTA・EPA によって異なっている。

主要国のFTA・EPAの原産地規則の「規則の内容」及び「規定方法」の比較・分析を行い、その結果を踏まえた標準化案の提案を行った。

### （1）農産品

#### A 農産品の生産工程及び原産地規則（その類型化）

農産品には、牛などの生きた動物、魚、肉、ミルクなどの酪農産品といった動物性生産品、野菜、果物、穀物などの植物性生産品、さらには、それらを原料とした調製食料品などがある。HS品目表は、これら産品について、例えば、生きた動物は第1類、魚などは第3類、肉は第2類に、肉、魚などの調製品は第16類に分類されるなど、加工度に応じた分類体系が採用されている。ここで、調製食料品の生産工程を、肉の調製品を例としてみると、大きく分けて、と殺により生きた動物から肉を得る工程、加熱などの調製又は保存に適する処理により肉から調製品を製造する工程があり、これら生産工程を図1に整理する。

農産品の原産地規則は、加工度に応じたHS品目表の体系を踏まえ、「実質的変更基準」を規定する品目別規則において、その「実質的変更基準」を関税分類変更基準により規定することが可能である。その一方で、農産品には、生きた動物、ミルク、生鮮の野菜・果実、穀物など、「完全生産品」の基準のみで原産地が決定

される品目<sup>20)</sup>が存在するため、品目別規則において、それら品目をどう規定するか、また、さらに加工が行われた品目（例えば、冷蔵・冷凍の肉）の「実質的変更基準」をどのように規定するか、すなわち、「完全生産品」の基準を準用するののかといった点が規定方法の論点としてあげられる。

ここで、農産品の中で、調製食料品の例として肉の調製品である、HS品目表第1601.00号の「ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品」を選び、日本のEPA等の品目別規則について、「規則の内容」、「規定方法」をタイプ毎に類型化したものを表2に示す。規定方法のタイプとして、「関税分類変更基準」、「加工工程基準」といった類型化を行った。

#### B 「規則の内容」及び「規定方法」についての比較分析

##### ① 品目別規則の「規則の内容」

品目別規則の「規則の内容」の厳格性の比較のため、「原産地が付与される工程」が何かの検討を行ったものが表3であり、日本のEPA及び主要国のFTAについてそれぞれ、表の上に記載されているものほど厳格な規則となっている。

インドとのEPAでは、生産に使用される全ての材料を含め当該産品が当該国で完全に生産

図1 調製食料品の生産工程

産品		生産工程	HS品目表番号（注）
肉の調製品			第1601.00号
↑		調製	
肉	調味料等		第2類
↑		と殺	
生きた動物			第1類

（注）今回調製食料品の例として取り上げた品目が分類されるHS品目表番号を示す。

20) 例えば、生きた動物について、TPP11では、「完全生産品」として「生きている動物であって、当該領域において生まれ、かつ、生育されたもの」と定義されている。

表2 農産物の例 (第 1601.00 号)

協定等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
統合テキスト <sup>21)</sup>	[CC]	CC	関税分類変更基準
スイス	CC (第1類, 第2類又は第5類からの変更を除く。)	CC (1類, 2類及び5類を除く)	
シンガポール, タイ, ブルネイ, メキシコ, チリ, ペルー, インドネシア	[インドネシア, ブルネイ以外] 第16.01項 [メキシコ, チリ, ペルー以外] 又は [メキシコ, ペルーのみ] から [ペルー, チリ以外] 第16.02項 [ペルーのみ] 第16.03項 [メキシコ, ペルーのみ] までの各項 [ブルネイ, インドネシアのみ] 第1601.00号から [ブルネイのみ] 第1602.20号 [インドネシアのみ] 第1602.49号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 (第1類又は第2類の材料からの変更を除く。)	CC (1類及び2類を除く)	
アセアン, ベトナム, 豪州, モンゴル	CC (第1類又は第2類 [豪州, モンゴルのみ] の材料からの変更を除く。)	CC (1類, 2類を除く)	
フィリピン	第16.01項又は第16.02項の産品への他の類の材料からの変更 (第1類, 第02.03項から第02.05項までの各項, 第02.07項から第02.10項までの各項又は第0206.30号から第0206.90号までの各号の材料からの変更を除く。)	CC (1類, 2類 (牛のもの以外のもの)を除く)	
マレーシア, TPP11	第16.01項の産品への他の類の材料からの変更	CC	
インド	締約国において製造され, かつ, 製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。	WO	加工工程基準
EU	生産において使用される第2類, 第3類, 第16類及び第10.06項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。	CC (1類, 2類, 3類, 10.06項を除く)	

(注1) 「CC」は、日・アセアン EPA において採用された略語で、同 EPA では「各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す」と定義されている。「規則の内容」では、その内容を簡潔に表すため、他の類からの変更を採用している EPA について「CC」と表記し、また、「WO」は当該国で原材料も含め全てが完全に生産されることを示す (本稿において以下同様)。

(注2) 2002年に発効したシンガポールとの EPA は、2007年の改正により原産地規則も改正され、ここでは改正後の原産地規則を示す (本稿において以下同様)。

されることを求める極めて厳しいルールである一方、EU との EPA では、使用される材料のうち、完全生産されることを求める材料を HS 品目表番号により限定する内容 (この場合、第2類, 第3類, 第16類及び第10.06項) となっている。

TPP11 は、非原産品である肉から製造することを認める最も緩やかな規則である「CC」が採用されており、これは TPP11 のようなメガ FTA・EPA では、肉の生産国が多く域内に含まれ、原料となる肉が域内で調達可能なことから、域外国の非原産品の肉の使用を制限する厳しい内容の原産地規則とする必要性が少ないことが要因と考えられ、FTA・EPA の広域化

は、緩やかな規則の採用につながる可能性を示唆していると思われる。

## ② 品目別規則の「規定方法」

インド、EU との EPA では「完全生産品」の基準に準拠した加工工程基準を採用しているが、それ以外の EPA では関税分類変更基準を採用している。インドとの EPA の規則の内容を関税分類変更基準により表わすと、「他の類からの変更 (CC) (他の全ての類からの変更を除く)」と極めて制限的なものとなるが、EU との EPA の規則の内容は、表3の「規則の内容」で示すように、一部の HS 品目表番号からの変更を除外する関税分類変更基準を採用するスイスなど他の EPA と同様に関税分類変更基

21) 1995年より WTO で実施された非特惠原産地規則の調和作業は、その後各国が締結した FTA・EPA の原産地規則に影響を与えたとされており、調和作業によって調和原産地規則案として策定された統合テキストも参考として含めている。(長谷川 2018a 参照)

表3 規則の内容の分析

EPA 相手国等	規則の内容	原産地が付与される工程
インド	WO	完全生産
スイス	CC (1類, 2類, 5類を除く)	原産品である生きた動物からの製造
EU	CC (1類, 2類, 3類, 10.06 項を除く)	
シンガポール, メキシコ, チリ, タイ, インドネシア, ブルネイ, アセアン, ベトナム, ベルー, 豪州, モンゴル	CC (1類, 2類を除く)	
フィリピン	CC (1類, 2類 (牛のもの以外のもの)を除く)	原産品である生きた動物からの製造。ただし、牛については非原産品である肉からの製造
統合テキスト, マレーシア, TPP11	CC	非原産品である肉からの製造
主要国の FTA		
EEA	WO	完全生産
EU-Chile, EU-Peru/Columbia, EU-Korea, EU-Mexico	CC (2類, 3類を除く)	原産品である肉からの製造
EU-Canada	CC (2類を除く)	
India-Chile	CTH 及び付加価値基準 (非原産材料割合 60% 以下)	付加価値基準を満たすことを条件に非原産品である肉からの製造
India-ASEAN, India-Korea	CTSH 及び付加価値基準 (RVC35%)	
ASEAN-Korea, ASEAN-China	付加価値基準のみ (RVC40% [ASEAN-Chinaのみ] 又は非原産材料割合 60% 以下)	
NAFTA, US-Australia, US-Chile, USMCA (改正 NAFTA), US-Peru, US-Korea, US-Singapore	CC	非原産品である肉からの製造
ATIGA, AANZFTA	CC, 又は付加価値基準 (RVC40%)	

(注) 「CTH」, 「CTSH」は、日・アセアン EPA において採用された略語で、同 EPA ではそれぞれ、「各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す」、「各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す」と定義されている。「規則の内容」では、その内容を簡潔に表すため、他の項からの変更、他の号からの変更を採用している FTA・EPA について、それぞれ、「CTH」、「CTSH」と表記する(本稿において以下同様)。

準で表すことができるものである。

さらに、EU は、最近のカナダとの FTA において関税分類変更基準を採用しており、インドについても、アセアンなどとの FTA では付加価値基準を併用した関税分類変更基準を採用している。

ここで、生きた動物など、基本的に「完全生産品」の基準によって原産地が決定される品目の品目別規則について、以下の品目の例で日 EU・EPA と TPP11 の規定方法を比較した。

例：第 01.02 項 (牛 (生きているものに限る。))

—TPP11：他の類の材料からの変更

—日 EU・EPA：第 1 類の全ての動物が締約国において完全に得られるものであること

日 EU・EPA は「完全生産品」に準拠した規定振りであるのに対し、TPP11 では「他の類からの変更」と規定しているが、生きた動物が第 1 類以外の他の類から得られることはないことから、結果的に品目別規則を満たすものがない(すなわち、「完全生産品」の基準により原産地が決定される)という空振りの規定になっている。

さらに、第 2 類の肉については、材料が分類される他の類(この場合は第 1 類(生きた動物))があることから、関税分類変更基準で規定することが可能であるが、以下の例でそれぞれの規定方法をみると、TPP11 は「他の類からの変更」と関税分類変更基準を採用しているが、日 EU・EPA では「完全生産品」基準を



準用した加工工程基準を採用している。日EU・EPAの規則の内容はTPP11と異なっているものの、規定方法では関税分類変更基準を採用し、「他の類からの変更（第1類からの変更を除く）」と規定できるものである。

例：第02.02項（牛の肉（冷凍したものに限る。）

—TPP11：他の類の材料からの変更

—日EU・EPA：生産において使用される第1類及び第2類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

### C 収斂に向けた動き及び標準化案

調製食料品については、FTA・EPAの広域化により、緩やかな規則への収斂の可能性があるが、「規則の内容」については、依然、各締約国の立場を踏まえ、内容に大きな差があることから、1つの標準化案の採用は現実的ではない。

「規定方法」についてみると、多くのEPAで関税分類変更基準の採用が進み、日本とのEPAでは「完全生産品」の基準に準拠した加工工程基準を採用したEUにおいても、カナダの間では関税分類変更基準を採用していることから、標準化案として、「他の類からの変更（CC）（HS品目表番号〇〇からの変更を除く）」とし、使用する材料（生きた動物、肉など）のうち、非原産品の使用を認めない材料のHS品目表番号を「規則の内容」に応じて除外する案を提案する。

## (2) 化学品

### A 化学品の生産工程及び原産地規則（その類型化）

長谷川（2019）において、化学品の例として、日本のEPAや主要国のFTAの原産地規則について、HS品目表第2904.10号の「有機化学品（スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル）」を選んで「規則の内容」、「規定方法」について分析を行い、「規則の内容」は、米国は「他の号からの変更（CTSH）、

又は化学品ルール<sup>22)</sup>」を選好しており、昨年11月に署名されたUntited States-Mexico-Canada Agreement (USMCA) (改正NAFTA)ではフルセットの化学品ルールも含めた同規則が採用されていること、EUは従来、関税分類変更基準の補足的基準として付加価値基準を選好してきたが、カナダとのFTAにおいて「化学反応」、「精製」のみであるが化学品ルールを採用し、日本とEPAでも、付加価値基準に加えてフルセットの化学品ルールを採用したと述べられている。「規定方法」については、2つの方法、すなわち、1つ目は化学品ルールの詳細な定義及びそれらが適用されるHS品目表番号を部又は類注として規定し、各品目別規則への個別の記載は省略する方法、2つ目は化学品ルールの詳細な定義を品目別規則の注釈として別途規定した上、品目別規則においても品目毎にどの化学品ルールが適用されるか個別に規定する方法があることが述べられている。

### B 収斂に向けた動き及び標準化案

近年のFTA・EPAでは、「他の号からの変更（CTSH）、又は化学品ルール」又は「他の号からの変更（CTSH）、付加価値基準又は化学品ルール」が採用され、また、化学品ルールについても、ほぼ「フルセットの化学品ルール」の採用へと収斂が進んでおり、標準化案として、そのどちらかの選択を提案する。

「規定方法」については、化学品ルールには「化学反応」、「精製」、「標準物質の生産」、「異性体の分離」など、化学品全体に横断的に適用されるルールが多いことから、品目別規則の繰り返しの記載を避け、規則を簡素化する観点から、1つ目の方法が望ましいと考える。

## (3) 繊維製品

### A 繊維製品の生産工程及び原産地規則（その類型化）

長谷川（2018a）において、繊維製品の中で衣類を例として、日本のEPAや主要国のFTA

22) 補論の「化学品の生産工程」参照

の原産地規則について、HS品目表第6201.11号の「男子用のオーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品(羊毛製又は織獣毛製のもの)」を選んで「規則の内容」、「規定方法」について分析を行い、「規則の内容」は3工程ルールから1工程ルール<sup>23)</sup>と大きく異なったものとなっていること、さらに、「規則の内容」が同じ場合であってもその「規定方法」に違い(例えば、2工程ルールであっても「規定方法」は、「アセアンとの折衷タイプ」、「米国タイプ」、「インドとの折衷タイプ」、「EUとの折衷タイプ」といった類型化できる)があることが述べられている。

ここで、上記衣類の例について、日本のEPA及び主要国のFTAについて、品目別規則の内容の厳格性の比較のため、「原産地が付

与される工程」が何かの検討を行ったものが表4であり、日本のEPA及び主要国のFTAについてそれぞれ、表の上に記載されているものほど厳格なものとなっている。

#### B 収斂に向けた動き及び標準化案

繊維製品のように、重要な産業分野である品目の「規則の内容」は、各締約国の立場を踏まえ、3工程ルールから1工程ルールと大きく異なっており、1つの標準化案の採用は現実的ではない。一方で、同じ内容のルールであってもその「規定方法」が異なる現状を踏まえ、以下のとおり、「規則の内容」毎に標準化案を提案する。

- ① 1工程ルール：「他の類からの変更(CC)」
- ② 2工程：「他の類からの変更(CC)(織物類のHS品目表番号からの変更を除く。)」  
又は、なせんを原産地を付与される工程と

表4 規則の内容の分析

EPA相手国等	規則の内容	原産地が付与される工程
メキシコ、ペルー、TPP11	3工程	繊維からの製造
チリ、スイス、インド、豪州、モンゴル	2工程	糸からの製造
シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、アセアン、フィリピン、ベトナム	2工程、又は1工程+アセアン累積ルール	糸からの製造、又はアセアン原産の織物からの製造
ブルネイ	2工程、又は0工程+アセアン累積ルール	糸からの製造、又はアセアン原産の衣類の部分品からの製造
EU	2工程、又は1工程+なせん等	糸からの製造、又はなせん等を伴う織物から製造
統合テキスト	0工程	衣類の部分品からの組立
主要国のFTA		
NAFTA、US-Australia、US-Peru、US-Singapore、US-Chile、US-Korea	3工程	繊維からの製造
EEA、EU-Chile、EU-Peru/ Columbia、India-Korea	2工程	糸からの製造
EU-Mexico、EU-Korea(注)、EU-Canada	2工程、又は1工程+なせん及び表面加工(なせん前の生地価額が47.5%以下) (注)刺繍工程、塗布工程に係る規定も有	糸からの製造、又はなせんを伴う織物から製造(付加価値基準の条件有)
ATIGA、ASEAN-China、ASEAN-Korea、AANZFTA	1工程、又は付加価値基準	織物からの製造、又は衣類の部分品からの組立(付加価値基準を満たした場合)
India-Chile	CTH及び付加価値基準	衣類の部分品からの組立(付加価値基準を満たした場合)
India-ASEAN	CTSH及び付加価値基準	衣類の部分品からの組立(付加価値基準を満たした場合)

23) 補論の「繊維製品の生産工程」参照

認める場合には、日 EU・EPA で採用された簡素なルール<sup>24)</sup>を採用

③ 3工程：「他の類からの変更 (CC) (糸・織物類の HS 品目表番号からの変更を除く。)」

なお、「規則の内容」については、今後、メガ FTA・EPA の進展による広域化により、収斂が進むことが考えられる。例えば、TPP11 では 3 工程ルール (加盟国の利害を一部反映し、域内での供給が十分ではない材料 (繊維、糸、生地) の域外調達を可能にする規定も導入) が採用されたが、参加する国が拡大し、域外国の取り込みが進むことにより、当該ルールへの収れんがさらに進むことになると考えられる。

(4) 履物

A 履物の生産工程及び原産地規則 (その類型化)

履物の生産工程は、大きく分けて、汎用の材料・部分品から履物の「専用の部分品」<sup>25)</sup>の製造、履物の「専用の部分品」から完成品への組立・加工工程からなり、さらに、履物の「専用の部分品」内での工程 (例えば、甲の部分品から甲への組立・加工) に細分される。これら生産工程を図 2 に整理する。

HS 品目表においては、履物の完成品はその種類に応じて第 64.01 項から第 64.05 項までに分類され、履物の「専用の部分品」は第 64.06 項に分類される。

履物の原産地規則は、履物の完成品及び「専用の部分品」が対応する HS 品目表番号を用いて、品目別規則に規定する「実質的変更基準」を関税分類変更基準によって規定されることが多い。関税分類の項の変更が生じない工程 (例えば、甲の部分品から甲の組立・加工や、甲に中底を取り付けるなどによって甲から「甲の組立て」を製造する工程) に原産地付与する場合には、付加価値基準や加工工程基準が採用される場合もある。

ここで、履物として HS 品目表第 6402.91 号の「その他の履物 (本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。一くるぶしを覆うもの)」を選び、日本の EPA 等の品目別規則を、「規則の内容」、「規定方法」をタイプ毎に類型化したものを表 5 に示す。

規定方法のタイプとして、「関税分類変更基準のみ」、「関税分類変更基準及び付加価値基準」の類型化を行った。

図 2 履物の生産工程

産品		生産工程	HS 品目表番号 (注)
完成品			第 6402.91 号
↑		組立・加工	
専用の部分品	専用の部分品		第 64.06 項 履物の部分品
	↑	組立・加工	第 6406.10 号 甲及びその部分品
	専用の部分品		第 6406.20 号 本底及びかかと (ゴム製又はプラスチック製)
			第 6406.90 号 その他のもの
↑		組立・加工	
汎用の部分品			第 64 類以外 (例えば、41 類の革等)

(注) 今回履物の例として取り上げた品目の完成品及びその部分品が分類される HS 品目表番号を示す。

24) 「なせん (独立の作業) を経て製品にすること (布の裁断を含む。)]。詳細は長谷川 (2018a) 参照

25) ここでは、HS 品目表第 64.06 項に分類される履物の部分品 (甲、本底、かかと及びその部分品など) をその前段階の汎用の材料・部分品と区別するため、「専用の部分品」と呼ぶ。

B 「規則の内容」及び「規定方法」についての比較分析

① 品目別規則の「規則の内容」

品目別規則の「規則の内容」の厳格性の比較のため、履物の「専用の部分品」から完成品への組立てに原産地を付与するかの検討を行ったものが表6であり、日本のEPA及び主要国のFTAについてそれぞれ、表の上に記載されているものほど厳格となっている。

「関税分類変更基準のみ」タイプのシンガポール、インドネシア、ブルネイ、アセアン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴ

ル、マレーシア、チリ、タイ、フィリピンとのEPAでは、非原産の履物の「専用の部分品」を用いた場合には原産地を付与しないという厳しい扱いとなっているが、「関税分類変更基準及び付加価値基準」タイプのTPP11、メキシコ、EUとのEPAでは、非原産の「専用の部分品」の使用を条件付きで認める扱いとなっている。その条件として、一定の閾値以上の付加価値基準を満たすことは各EPAに共通であるが、それ以外に、使用できる非原産の「専用の部分品」に制限を加えている。EUとのEPAでは、使用が制限される非原産の「専用の部分品」とし

表5 履物の例（第6402.91号）

EPA 相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
統合テキスト	[CTH, except from slit heading ex64.06(a)] (仮訳)CTH (分割項第64.06項(a)を除く。) (説明) 統合テキストは、第64.06項を以下の3つの分割項 (slit heading) に分け、分割項 (ex64.06(a)) からの変更のみを除外する項変更基準を採用している。 ex64.06(a)-- Uppers to which an inner sole is permanently attached which completely closes to the bottom (中底が恒久的に取り付けられた甲) ex64.06(b)--Other (その他) ex64.06(c)--Parts of uppers (甲の部分品)	CTH (ex64.06(a)を除く)	関税分類変更基準のみ
シンガポール、インドネシア、ブルネイ、インド、ペルー	第64.01項から第64.06項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	CC	
アセアン、スイス、ベトナム、豪州、モンゴル	CC		
マレーシア、チリ、タイ、フィリピン	第64.01項から第64.05項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 (第64.06項の材料からの変更を除く。)	CTH (64.06項を除く)	
メキシコ	第64.01項から第64.05項までの各項の産品への第64.01項から第64.05項まで以外の項の材料からの変更 (第64.06.10号の材料からの変更を除く。 )及び域内原産割合が55%以上であること。	CTH (64.06.10号を除く) 及び RVC55%	関税分類変更基準及び付加価値基準
TPP11	第64.02項の産品への他の類の材料からの変更又は第64.02項の産品への他の項の材料からの変更 (第64.01項、第64.03項から第64.05項までの各項若しくは第64.06.10号の材料又は第64.06.90号の甲の組立て (木製のものを除く。 ) からの変更を除く。 ) 及び域内原産割合が(a)45%以上 (積上げ方式を用いる場合) 若しくは(b)55%以上 (控除方式を用いる場合) であること。	CC、又はCTH (64.01, 64.03 ~ 64.05項, 64.06.10, 64.06.90号の甲の組立て (木製以外のもの) を除く。 ) 及び RVC45%(積上げ方式) 又は55%(控除方式)	
EU	CC、CTH (第64.01項から第64.05項までの各項の材料からの変更及び第64.06.90号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。 ) 及び MaxNOM50%(EXW) 又はCTH (第64.01項から第64.05項までの各項の材料からの変更及び第64.06.90号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。 ) 及び RVC55%(FOB)	CC、又はCTH (64.01 ~ 64.05項, 64.06.90号のうち中底に甲を取り付けたものを除く) 及び MaxNOM50% 又は RVC55%	

表6 規則の内容の分析

EPA 相手国等	規則の内容	履物の専用の部分品から完成品への組立てに原産地を付与するか
シンガポール, インドネシア, ブルネイ, アセアン, スイス, ベトナム, インド, ベルギー, 蒙州, モンゴル	CC	×
マレーシア, チリ, タイ, フィリピン	CTH (64.06 項を除く)	×
TPP11	CTH (64.01, 64.03 ~ 64.05 項, 6406.10, 6406.90 号の甲の組立て (木製以外のもの) を除く) 及び付加価値基準	△ (履物の部分品のうち, 「甲の組立て」, 甲又は甲の部分品については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合)
メキシコ	CTH (6406.10 号を除く) 及び付加価値基準	△ (履物の部分品のうち, 甲又は甲の部分品については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合)
EU	CTH (64.01~64.05 項, 6406.90 号のうち中底に甲を取り付けたものを除く) 及び付加価値基準	△ (履物の部分品のうち, 「甲の組立て」については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合)
統合テキスト	CTH (64.06 (a) を除く)	△ (履物の部分品のうち, 「甲の組立て」については原産品であること)
主要国の FTA		
NAFTA (1994) USMCA (改正 NAFTA), US-Chile	CTH (64.01~64.05 項, 6406.10 号を除く) 及び付加価値基準 (RVC55% (純経費方式) [US-Chile のみ] (積上げ方式))	△ (履物の部分品のうち, 甲又は甲の部分品については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合)
US-Singapore	CTH (64.01~64.05 項, 6406.10 号の形成された甲を除く) 及び付加価値基準 (RVC55% (積上げ方式))	△ (履物の部分品のうち, 形成された甲については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合)
US-Australia	価額が 6.5 ドル超等 CTH (64.01~64.05 項, 6406.10 号を除く) 及び付加価値基準 (RVC55% (控除方式)) 価額が 6.5 ドル以下等 CTH (64.01~64.05 項を除く) 及び付加価値基準 (RVC35% (積上げ方式) 又は 45% (控除方式))	△ (履物の部分品のうち, 甲又は甲の部分品については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合) △ (付加価値基準を満たした場合)
US-Peru	特定品目 CTH (64.01~64.05 項, 6406.10 号を除く) 及び付加価値基準 (RVC55% (積上げ方式)) その他 CTSH 及び付加価値基準 (RVC20% (積上げ方式))	△ (履物の部分品のうち, 甲又は甲の部分品については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合) △ (付加価値基準を満たした場合)
US-Korea	特定品目 CTH (64.01~64.05 項, 6406.10 号を除く) 及び付加価値基準 (RVC55% (積上げ方式)) その他 CTSH	△ (履物の部分品のうち, 甲又は甲の部分品については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合) ○
EU-Mexico	CTH (64.06 項のうち甲及びその部分品 (補強材以外のもの) を除く) 及び付加価値基準 (非原産材料割合 60% 以下)	△ (履物の部分品のうち, 甲及びその部分品 (補強材以外のもの) については原産品であること, かつ, 付加価値基準を満たした場合)
India-Chile, India-Korea	CTH 及び付加価値基準 ([India-Chile] 非原産材料割合 60% 以下, [India-Korea] RVC40%)	△ (付加価値基準を満たした場合)
India-ASEAN ASEAN-China	CTSH 及び付加価値基準 (RVC35%), CTH (64.06 項を除く), 又は付加価値基準 (RVC40% 又は非原産材料割合 60% 以下)	
EEA, EU-Chile, EU-Canada	CTH (6406 項のうち中底又は他の底構成に甲を取り付けたものを除く)	△ (履物の部分品のうち, 中底又は他の底構成に甲を取り付けたものについては原産品である場合)
EU-Peru/ Columbia	価額が 11 ユーロ超 CTH (6406 項のうち中底又は他の底構成に甲を取り付けたものを除く) 価額が 11 ユーロ以下 履物の甲の原産とされる製造	△ (履物の部分品のうち, 中底又は他の底構成に甲を取り付けたものについては原産品である場合) × (甲の原産地が履物の原産地)
EU-Korea	CTH (6406 項のうち中底又は他の底構成に甲を取り付けたものを除く), 又は付加価値基準 (非原産材料割合 50% 以下)	△ (履物の部分品のうち, 中底又は他の底構成に甲を取り付けたものについては原産品である場合, 又は付加価値基準を満たした場合)
ATIGA, ASEAN-Korea, AANZFTA	CTH, 又は付加価値基準 (RVC40%)	○

て「甲の組立て」<sup>26)</sup>のみを指定しているのに対し、TPP11、メキシコ<sup>27)</sup>とのEPAは、「甲の組立て」に加え「甲及び甲の部分品」の使用も制限しており、これらをそれぞれ、EUタイプ及び米国タイプと類型化することとしたい。

## ② 品目別規則の「規定方法」

関税分類変更基準のみを採用しているものと、実質的変更を担保するための安全弁として付加価値基準を併用しているものに分かれる。

### C 収斂に向けた動き及び標準化案

日本がこれまで締結したEPAでは、履物の「専用の部分品」から完成品への組立・加工に原産地を付与しないものが多かったが、主要国のFTA、又、日本の直近のEPAであるTPP11及びEUとのEPAをみると、履物の専用の部分品から完成品の組立・加工に、一定の条件の下原産地を付与する扱いへと収斂しつつあり、その条件として、一定の閾値以上の付加価値基準を満たすことは共通であるが、使用できる非原産の「専用の部分品」から、「甲の組立て」に加えて甲及び甲の部分品を除く米国タイプと、「甲の組立て」のみを除くEUタイプに分かれ、TPP11は米国タイプ、EUとのEPAはEUタイプである。

標準化案としては、

- 「甲の組立て」のみを除外する扱いは、米国、EUを含むWTO加盟国が参加した調和作業での技術的検討を踏まえた統合テキストに案として採用されていること、
- TPP11、日EU・EPAなど多くのFTA・EPAにおいては、実質的変更を担保するため安全弁として一定以上の閾値の付加価値

基準を満たすことを条件としており、規則の柔軟性の観点からも除外規定は限定的とすることが望ましいことから、EUタイプを提案することとしたい。

## (5) 鉄鋼

### A 鉄鋼の生産工程及び原産地規則（その類型化）

長谷川（2019）において、日本のEPAや主要国のFTAの原産地規則について、鉄鋼の例として、HS品目表第7210.11号の「鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）—すずをめっきしたもの—一厚さが0.5ミリメートル以上のもの）」を選んで行われた分析では、「規則の内容」の厳格性の比較のため、めっき等表面加工に原産地付与するかの検討が行われた。その結果として、TPP11、日EU・EPA、さらには、米国、EUがこれまでに締結した多くのFTA・EPAにおいて、めっき等表面加工には原産地を付与しない厳格な規則を採用する一方で、アジア、豪州などのFTA・EPAでは、条件なしに又は一定の閾値の付加価値基準を満たすことを条件にめっき等表面加工に原産地を付与する扱いが採用されており、各締約国の立場を踏まえ、「規則の内容」に大きな差があることが述べられている。

### B 収斂に向けた動き及び標準化案

鉄鋼については、上記のとおり「規則の内容」に大きな差があることから、1つの標準化案の提示は現実的ではなく、めっき等表面加工に原産地付与するかどうかとの「規則の内容」に

26) 「甲の組立て」は、EUとのEPAでは、「第6406.90号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたもの (assemblies of uppers affixed to inner soles of subheading 6406.90)」と定義され、これは、EUがEEA以降多くのFTAで採用しているものであり、統合テキストで定義された“Uppers to which an inner sole is permanently attached”と同じものと考えられる。米国タイプとされるカナダも、EUとのFTAで“assemblies of uppers affixed to inner soles or to other sole components of heading 64.06”とEUタイプの定義を導入し、さらに、米国が交渉に参加したTPPにおいても、「第6406.90号の甲の組立て (assemblies of uppers of subheading 6406.90)」が採用されている。

27) メキシコとのEPAでも、本来の趣旨としては、甲よりさらに完成度が高い部分品である「甲の組立て」の使用も制限されていると考えたため、メキシコとのEPAも米国タイプとした。ただし、メキシコとのEPAの場合、非原産の専用の部分品の使用を制限しているのは第6406.10号（甲及び甲の部分品）のみで、「甲の組立て」は第6406.10号ではなく第6406.90号に分類されることから、結果的に「甲の組立て」の使用は制限されないこととなる。

じて、以下のとおり提案する。

—めっき等表面加工に原産地を付与しない場合：

「他の項からの変更（CTH）（めっき工程等表面加工を行っていないフラットロール製品の HS 品目表番号からの変更を除く。）」

—めっき等表面加工に条件付きで原産地を付与する場合：

「他の項からの変更（CTH）及び付加価値基準」とし、実質の変更を確保するための安全弁として、一定以上の閾値の付加価値基準を満たすことを条件とする。

—めっき等表面加工に原産地を付与する場合：

「他の項からの変更（CTH）」とする。

—第 72.10 項内の変更（例えば、すずをめっきしたものにさらにペイント、ワニスを塗布する工程）にも原産地を付与する場合：

前述のとおり、WTO 加盟国が参加した調和作業での技術的検討を踏まえた統合テキストでは、同項内の全ての号の変更には原産地を付与することを認める「他の号からの変更（CTSH）」ではなく第 72.10 項に分割項を設定し、同項内の一部の変更には原産地を付与する案が作成されたこと、また、同項内の変更を認める FTA・EPA の大多数が付加価値基準を採用していることを踏まえ、「他の号からの変更（CTSH）」ではなく、付加価値基準を選択肢とする。これにより、同項内の変更が実質の変更であることを確保するための安全弁となる。

## （6）機械類

A 機械類の生産工程及び原産地規則（その類型化）

機械類<sup>28)</sup>の生産工程は、大きく分けて、汎用

の材料・部分品から「専用の部分品」への組立・加工工程、「専用の部分品」から完成品への組立・加工工程からなり、さらに、完成品内での未完成の物品から完成品への組立・加工工程、「専用の部分品」内での組立・加工工程に細分される。これら生産工程を図 3 に整理する。

HS 品目表において、機械類はその種類に応じて、完成品及びその「専用の部分品」が対応する HS 品目表番号が存在する。なお、完成品には、未完成の物品であっても完成品としての重要な特性を有するもの及びノックダウンなどの未組立の物品<sup>29)</sup>が分類され、「専用の部分品」は、当該完成品に「専ら又は主として使用される部分品」と定義される。

機械類の原産地規則は、完成品、「専用の部分品」などが対応する HS 品目表番号を用い、品目別規則に規定する「実質の変更基準」を関税分類変更基準によって規定されることが多い。完成品内での未完成の物品から完成品への組立・加工工程、「専用の部分品」内での組立・加工工程など関税分類の変更が生じない工程に原産地を付与する場合には付加価値基準が採用される。

機械類は各国にとって重要な産業分野であるが、その中でも、自動車といった、締約国間での利害の対立が大きく従来から厳格な規則が適用される品目<sup>30)</sup>がある一方で、それ以外の品目については、締約国間での利害の対立は比較的少なく、そこまで厳格な規則は適用されないと考えられる。ここでは、締約国間での利害の対立が比較的少ないと考えられる品目と締約国間での利害の対立が大きく厳格な規則が適用されると考えられる品目の例をそれぞれ取り上げ、それぞれの原産地規則の「規則の内容」及び「規

28) 機械類とは、HS 品目表の第 84 類から第 92 類をいう。

29) HS 品目表においては、統一システムの解釈に関する通則の 2(a)により、完成した物品の項には、「未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品で、提示の際に組み立ててないもの及び分解しているものを含む。」とされている。

30) 例えば、NAFTA においては、乗用自動車に適用される付加価値基準の閾値（62.5%（純経費方式））は他の機械品目（50%（純経費方式））より高く設定され、USMCA（改正 NAFTA）ではその閾値が 75%（純経費方式）に引き上げられている。

図3 機械類の生産工程

産品		生産工程	HS 品目表番号（注）	
完成品	完成品		第 8502.11 号	第 8702.23 号
	↑	最終組立・加工		
	未完成の物品		第 8502.11 号	第 8703.23 号
↑		組立・加工		
専用の部分品	専用の部分品		第 85.03 項	第 87.06 項（原動機付シャシ）、第 87.07 項（車体）、第 87.08 項（部分品及び付属品）
	↑	組立・加工		
	専用の部分品			
↑		組立・加工		
汎用の部分品			第 85 類以外（例えば、72 類の鉄鋼等）	第 87 類以外（例えば、72 類の鉄鋼等）

（注）今回機械類の例として取り上げた2つの品目の完成品及びその部分品が分類される HS 品目表番号を示す。

定方法」の比較分析を行う。

① 比較的对立の少ない品目について

比較的对立の少ない品目の例として、TPP11 において「他の項からの変更（CTH）」という緩やかな規則が採用されている HS 品目表第 8502.11 号の「発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）（出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの）」を選び、日本の EPA 等の品目別規則について、「規則の内容」、「規定方法」をタイプ毎に類型化したものを表 7 に示す。

規定方法のタイプとして、「関税分類変更基準及び付加価値基準」、「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」、「関税分類変更基準のみ」の類型化を行った。

② 利害の対立が大きい品目

利害の対立が大きい品目として自動車を取り上げ、その例として HS 品目表第 8703.23 号の「乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。）（その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）（シリンダー容積が 1,500 立方セ

ンチメートルを超え 3,000 立方センチメートル以下のもの）」を選び、日本の EPA 等の品目別規則について、「規則の内容」、「規定方法」をタイプ毎に類型化したものを表 8 に示す。

規定方法のタイプとして、「関税分類変更基準及び付加価値基準」、「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」、「関税分類変更基準のみ」、「付加価値基準のみ」の類型化を行った。B 「規則の内容」及び「規定方法」の比較分析

① 比較的对立の少ない品目について

(i) 品目別規則の「規則の内容」

品目別規則の「規則の内容」の厳格性の比較のため、「専用の部分品」から完成品への組立に原産地を付与するかの検討を行ったものが表 9 であり、日本の EPA 及び主要国の FTA についてそれぞれ、表の上に記載されているものほど厳格となっている。

「関税分類変更基準及び付加価値基準」タイプのインドとの EPA、「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」タイプのうち、メキシコ、チリ、EU との EPA では、関税分類変更基準において「専用の部分品」が分類される第 85.03 項からの変更を除外しており、一定の関値以上の付加価値基準を満たすことを条件として、「専用の部分品」からの組立へ原産地を付



表7 機械類の例（発電機（第 8502.11 号））

EPA 相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
統合テキスト <sup>31)</sup>	(1) CTH, except when the change results only from mounting together or from making provision for mounting together as a single unit or on a common base, (2) CTH, except from heading 8503; or 35% value added rule (仮訳) (1) CTH (単に1つのユニット又は共通のベースに取り付けるだけによって生じる変更を除く) (2) CTH (85.03 項からの変更を除く。), 又は 35% 付加価値基準	(1) CTH (単なる機器をセットにする工程を除外) (2) CTH (85.03 項を除く), 又は QVC 35%	(1) 関税分類変更基準のみ (2) 関税分類変更基準又は付加価値基準の選択
シンガポール, ブルネイ, マレーシア, インドネシア	第 8501.10 号から第 8523.30 号まで (注1) 第 8501.10 号から第 8548.90 号まで (注2) の各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は, 原産資格割合が 40% 以上であること (第 8501.10 号から第 8523.30 号まで (注1) 第 8501.10 号から第 8548.90 号まで (注2) の各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 (注1) シンガポール, ブルネイ, (注2) マレーシア, インドネシア	CTSH, 又は QVC40%	関税分類変更基準又は付加価値基準の選択
タイ, フィリピン	第 85.01 項から第 85.03 項までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は, 原産資格割合が 40% 以上であること (第 85.01 項から第 85.03 項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	CTH, 又は QVC40%	
豪州, モンゴル	CTH 又は QVC40		
アセアン, ベトナム	[アセアン] RVC40% [ベトナム] LVC40% 又は CTH	CTH, 又は RVC (LVC) 40%	
メキシコ, チリ	第 85.01 項から第 85.02 項までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 (第 85.03 項の材料からの変更を除く。 ) 又は, [メキシコ] 第 85.01 項から第 85.02 項までの各号の産品への第 85.03 項の材料からの変更 (この変更に加えて, 当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。 ) 及び域内原産割合が 50% 以上であること。 [チリ] 原産資格割合が 45% 以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは 30% 以上 (積上げ方式を用いる場合) であること (第 85.01 項又は第 85.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。 )。	CTH (85.03 項を除く), 又は [メキシコ] CTH 及び RVC50% [チリ] QVC45% (控除方式) 又は QVC30% (積上げ方式)	関税分類変更基準又は付加価値基準の選択
ペルー	第 8501.10 号から第 8523.40 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の号の材料からの変更又は, 原産資格割合が 50% 以上であること (第 8501.10 号から第 8523.40 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 )。	CTH, 又は QVC50%	
スイス	一般ルール (CTH 又は VNM60%)	CTH, 又は非原産材料割合 60% 以下	関税分類変更基準又は付加価値基準の選択
EU	CTH (第 85.03 項の材料からの変更を除く。), MaxNOM50% (EXW) 又は RVC55% (FOB)	CTH (85.03 項を除く), 又は非原産材料 50% 以下又は RVC55%	
TPP11	第 85.02 項から第 85.03 項までの各号の産品への他の号の材料からの変更	CTH	関税分類変更基準のみ
インド	一般ルール (QVC35% 及び CTH)	CTSH 及び QVC35%	関税分類変更基準及び付加価値基準

31) 統合テキストでは, 機械類以外の品目について 1 つの規則案が示されたが, 機械類については, 関税分類変更基準と付加価値基準の 2 つの案が示されている。(長谷川 (2018b) 参照)

表8 機械類(自動車)の例(第8703.23号)

EPA 相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
統合テキスト <sup>32)</sup>	(1) CTH (2) [35%or45%] value added rule (仮訳) (1) CTH (2) [35% 又は 45%] 付加価値基準	(1) CTH (2) QVC[35% 又は 45%]	(1) 関税分類変更基準のみ (2) 付加価値基準のみ
メキシコ	第8703.21号から第8703.90号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が65%以上であること。	CTH 及び RVC65%	関税分類変更基準及び付加価値基準
インド	一般ルール (QVC35% 及び CTSH)	CTSH 及び QVC35%	
スイス	一般ルール (CTH 又は VNM60%)	CTH, 又は VNM60%	関税分類変更基準又は付加価値基準の選択
シンガポール, インドネシア, ブルネイ	第8701.10号から第8716.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が40%以上であること(第8701.10号から第8716.90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	CTSH, 又は QVC40%	
豪州, モンゴル	CTH 又は QVC40	CTH, 又は QVC40%	
マレーシア	原産資格割合が60%以上であること(第87.03項の産品への関税分類の変更を必要としない。)	QVC60%	付加価値基準のみ
ペルー	原産資格割合が45%以上であること。	QVC45%	
タイ, フィリピン	原産資格割合が40%以上であること(第87.02項から[タイ]第87.04項 [フィリピン]第87.06項 までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	QVC40%	
アセアン	RVC40%	RVC40%	
ベトナム	LVC40%	LVC40%	
チリ	原産資格割合が45%以上(控除方式を用いる場合)又は30%以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第87.02項から第87.04項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	QVC45%(控除方式)又は30%(積上げ方式)	
TPP11	域内原産割合が(a)45%以上(純費用方式を用いる場合)又は(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること(第87.02項から第87.05項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	QVC45%(純費用方式), 又は55%(控除方式)	
EU	MaxNOM45% (EXW) 又は RVC60% (FOB)	MaxNOM45% 又は RVC60%	

与する扱いとなっており、その閾値(取引価額方式)でみると、EUとのEPAが55%、メキシコとのEPAが50%、チリとのEPAが45%と、EUとのEPAが最も厳格な要件を採用している。主要国のFTAでみると、NAFTAが60%、EEAが非原産材料割合30%以下(すなわち、取引価額方式では70%)等一部のFTAでは高い閾値の付加価値基準を満たすことを条件としている。

「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」

タイプの残りのEPA及び「関税分類変更基準のみ」タイプのTPP11では、「専用の部分品」からの組立に条件なしで原産地を付与する扱いとなっている。「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」のうち、メキシコとのEPA以外のEPAは、「完成品」が分類される項内の変更についても、一定の閾値以上の付加価値基準を満たせば原産地を付与する扱いとしている。

機械類の場合、完成品の項における号細分は完成品をタイプ毎に細分するためのもので、基

32) 脚注30参照

表9 規則の内容の分析

EPA 相手国等	規則の内容	専用の部分品から完成品への組立への原産地の付与
インド	CTSH 及び付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
メキシコ	CTH (85.03 項を除く), 又は CTH 及び付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
チリ, EU	CTH (85.03 項を除く), 又は付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ), さらに同じ HS 分類の完成品内の変更についても付加価値基準を満たせば原産地を付与
TPP11	CTH	○
タイ, アセアン, フィリピン, スイス, ベトナム, バルー, 豪州, モンゴル	CTH, 又は付加価値基準	○, さらに同じ HS 分類の完成品内の変更についても付加価値基準を満たせば原産地を付与
シンガポール, マレーシア, インドネシア, ブルネイ	CTSH, 又は付加価値基準	○, さらに同じ HS 分類の完成品内の変更についても号変更がある場合又は付加価値基準を満たせば原産地を付与
主要国の FTA		
India-Chile	CTH 及び付加価値基準 (非原産材料割合 60% 以下)	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
India-ASEAN, India-Korea	CTSH 及び付加価値基準 (RVC35%)	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
EEA, EU-Mexico, EU-Chile, EU-Peru/Columbia, ASEAN-China,	付加価値基準のみ ( [ASEAN-China 以外] 非原産材料割合 40% 以下及び 85.01 及び 85.03 項の材料の価額が 10% 以下, 又は非原産材料割合 30% 以下 [ASEAN-China] RVC40% 又は非原産材料割合 60% 以下)	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
NAFTA, USMCA (改正 NAFTA)	CTH (84.06, 84.11, 85.01, 85.03 項を除く), 又は付加価値基準 (RVC60% (取引課税方式) 又は RVC50% (純経費方式))	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
EU-Canada	CTH (85.03 項を除く), 又は付加価値基準 (8502 及び 85.03 項の非原産材料の価額が 50% 以下)	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
US-Singapore, US-Chile, US-Australia, US-Peru, US-Korea	CTH	○
EU-Korea, ATIGA, ASEAN-Korea, AANZFTA	CTH, 又は付加価値基準 ([EU-Korea] 非原産材料割合 45% 以下 [EU-Korea 以外] RVC40%)	○, さらに同じ HS 分類の完成品内の変更についても付加価値基準を満たせば原産地を付与

本的に、通常の生産工程による号の変更は考えにくい。例として選定した第 85.02 項内の号細分<sup>33)</sup>は、完成品である発電機のタイプ又は出力

の違いによる分類を行うためのものである。よって、関税分類変更基準として、「他の項からの変更 (CTH)」を採用する EPA と「他の

33) 第 85.02 項内の号細分は以下のとおり。

—発電機 (ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) とセットにしたものに限る。)

8502.11—出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの

8502.12—出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの

8502.13—出力が 375 キロボルトアンペアを超えるもの

8502.20—発電機 (ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。)

—発電機 (その他の原動機とセットにしたものに限る。)

8502.31—風力式のもの

8502.39—その他のもの

8502.40—ロータリーコンバーター

表10 規則の内容の分析

EPA 相手国等	規則の内容	専用の部分品からの組立への原産地の付与
メキシコ	CTH 及び付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
インド	CTSH 及び付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
マレーシア, チリ, タイ, アセアン, フィリピン, ベトナム, ペルー, TPP11, EU	付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
スイス, 豪州, モンゴル	CTH, 又は付加価値基準	○, 同じ HS 分類の完成品内の変更についても付加価値基準を満たせば原産地を付与
シンガポール, インドネシア, ブルネイ	CTSH, 又は付加価値基準	○, 同じ HS 分類の完成品内の変更についても号変更がある場合又は付加価値基準を満たせば原産地を付与
主要国の FTA		
US-Australia	CTH (除 87.01~87.02, 87.04~87.05 項) 及び付加価値基準 (RVC50% (純経費方式))	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
NAFTA, USMCA (改正 NAFTA), US-Singapore, US-Chile, India-Chile	CTH 及び付加価値基準 (注1)	
India-ASEAN, India-Korea	CTSH 及び付加価値基準 (RVC35%)	
US-Peru, US-Korea, EEA, EU-Mexico, EU-Chile, EU-Peru/Columbia, EU-Korea, EU-Canada, ATIGA, ASEAN-China, ASEAN-Korea, AANZFTA	付加価値基準のみ (注2)	

(注1) 付加価値基準の閾値: [NAFTA] RVC62.5% (純経費方式) [USMCA (改正 NAFTA)] Passenger Vehicle: RVC75% (純経費方式) その他: RVC62.5% (純経費方式) [US-Singapore] RVC30% (積上げ方式) [US-Chile] RVC30% (積上げ方式) 又は 50% (控除方式) [India-Chile] 非原産材料割合 60% 以下

(注2) 付加価値基準の閾値: [US-Peru] RVC35% (純経費方式) [US-Korea] RVC30% (積上げ方式), 55% (控除方式) 又は 35% (純経費方式) [EEA, EU-Mexico, EU-Chile] 非原産材料割合 40% 以下 [EU-Peru/Columbia, EU-Canada] 非原産材料割合 50% 以下 [EU-Korea] 非原産材料割合 45% 以下 [ATIGA, AANZFTA] RVC40% [ASEAN-China] RVC40% 又は非原産材料割合 60% 以下 [ASEAN-Korea] RVC45%

号からの変更 (CTSH)」を採用する EPA があるが、その実質的な違いはないと考えられる。

(ii) 品目別規則の「規定方法」

「規定方法」では、表7でタイプ分けしたように、TPP11 以外は関税分類変更基準と付加価値基準を併用しており、うちインドとの EPA でその両方を満たすことを要件する以外は選択性となっている。

機械類について EU は、EEA 以降付加価値基準をベースとした規則を採用してきたが、カナダとの FTA で関税分類変更基準を付加価値基準との選択として採用、さらには日本との EPA でも採用していることから、EU を含めて関税分類変更基準をベースとした規則への収斂の動きがあると考えられる。

② 利害の対立が大きい品目について

(i) 品目別規則の「規則の内容」

品目別規則の内容の厳格性の比較のため、「専用の部分品」から完成品への組立に原産地を付与するかの検討を行ったものが表10であり、日本の EPA 及び主要国の FTA についてそれぞれ、表の上に記載されているものほど厳格となっている。

「関税分類変更基準及び付加価値基準」タイプのメキシコ、インドとの EPA、「付加価値基準のみ」タイプのマレーシア、チリ、タイ、アセアン、フィリピン、ベトナム、ペルーとの EPA、TPP11、EU との EPA では、一定の閾値以上の付加価値基準を満たすことを条件として、「専用の部分品」から完成品への組立へ原

産地を付与する扱いであり、付加価値基準の閾値（取引価額方式）でみると、タイ、フィリピン、アセアン、ベトナムとのEPAでは40%と前述の比較的对立の少ない品目の例として取り上げた品目と同じである一方で、TPP11では55%、EUとのEPA、マレーシアとのEPAでは60%と高く、厳格性の程度は異なっている。

「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」タイプのEPAでは、「専用の部分品」から完成品への組立に条件なしで原産地を付与する扱いとなっている。

「付加価値基準のみ」、「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」タイプは、完成品が分類される項内の変更についても、一定の付加価値基準を満たせば原産地を付与する扱である。

前述のとおり、機械類の場合、完成品の項における号細分は、完成品をタイプ毎に細分するためのもの（例として選定した第87.03項内の号細分<sup>34)</sup>は、完成品である自動車のエンジンのタイプ及び排気量の違いによる分類を行うためのもの）で、基本的に、通常の生産工程による号の変更は考えにくく、関税分類変更基準として、「他の項からの変更（CTH）」と「他の号からの変更（CTSH）」との実質的な違いはないと考えられる。

#### (ii) 品目別規則の「規定方法」

比較的对立の少ない品目の例として取り上げた品目では「付加価値基準のみ」を採用したEPAはなかったが、利害の対立が大きい品目と考えられる自動車については、TPP11、EU、アセアン及び一部のアセアン加盟国とのEPAと9つものEPAにおいて「付加価値基準のみ」

が採用されている。

#### C 収斂に向けた動き及び標準化案

機械類は、繊維製品などと同様に重要な産業分野であり、比較的对立の少ない品目の例として取り上げた品目でさえ、各締約国の立場を踏まえて「規則の内容」は異なっている。機械類の中でも自動車は特に重要な産業分野であり、前述の比較的对立の少ない品目の例として取り上げた品目と比較して9つものEPAで付加価値基準のみが採用されるなど、さらに厳格性の高い内容となっている。よって、1つの標準化案の採用は現実的ではなく、「専用の部分品」から完成品への変更在原産地を付与するかどうかの「規則の内容」に応じて、以下のとおり提案する。

① 「専用の部分品」から完成品への変更につき、一定の条件付きで原産地を付与する場合：

「他の項からの変更（CTH）（専用の部分品の項（発電機の例では第85.02項、自動車の例では第87.03項）からの変更を除く。）、又は付加価値基準」とし、実質的変更を確保するための安全弁として、一定以上の閾値の付加価値基準を満たすことを条件とする。なお、厳格性の程度は閾値の設定で行われる。

② 「専用の部分品」から完成品への変更を条件なしに原産地を付与する場合：

「他の項からの変更（CTH）」として、さらに、完成品の項内での変更にも原産地を付与する場合には、前述のとおり、同項内の号変更は実質的に考えにくいこと、また、同項内の変更が実質的変更であること

#### 34) 第87.03項の号細分（抜粋）

—その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）

8703.21—シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの

8703.22—シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの

8703.23—シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの

8703.24—シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの

(略)

8703.40—その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）

(以下、略)

を確保するための安全弁として、「他の号からの変更(CTSH)」ではなく、付加価値基準をもう一つの選択肢とする。

なお、付加価値基準をもう一つの選択肢とする場合、同完成品の項内の変更、例えば、完成品の組み立てられていない部分品一式からの組立(ノックダウン組立)についても、付加価値基準を満たす場合には原産地が付与されることとなる。

#### IV-2-3. 簡素化の可能性の検討

これまでの主要品目の比較・分析から、繊維製品、機械類といった重要な産業分野の品目の「規則の内容」は、各締約国の立場を踏まえ、依然多様化していることが明らかとなったが、その一方で、化学品、履物といった品目については、「規則の内容」に収斂の動きがみられる。さらに、原産地規則の「規定方法」をみると、「規則の内容」が同じであってもその「規定方法」はFTA・EPA毎に依然異なっていることが判明したが、その一方でFTA・EPAの広域化、メガFTAの進展によるFTA・EPAに参加する締約国の増加から、いくつかのパターンへの集約への動きがみられる。

具体的には、以下の点が明らかになったと考えられる。

- (1) 農産物の例にみられるように、FTA・EPAに参加する締約国の増加により、多くの場合でFTA・EPA域内での材料の調達可能となり、域外国からの材料を制限する厳しい原産地規則を採用する必要性が減少することから、原産地規則の緩和が進む可能性がある。
- (2) 繊維製品の例にみられるように、重要な産業分野である品目の「規則の内容」は依然大きく異なっているが、今後、TPP11の参加国の拡大といったメガFTA・EPAのさらなる進展により、「規則の内容」についても収斂が進む可能性がある。
- (3) 化学品、履物の例にみられるように、収斂が進んだ品目は、前述の調和作業での技

術的検討の成果がデファクトスタンダードとなっている。

- (4) 「規定方法」でみると、米国、EUを中心としたFTA・EPAの進展により、米国タイプとEUタイプと言える2つのタイプへの集約がみられ、さらに双方のタイプのFTA・EPAの参加国が重複することにより、双方のタイプが影響を受ける例がみられる。

A EUタイプが米国タイプから影響を受けたと考えられる例：

- ① 調製食料品(加工工程基準による規定から関税分類変更基準へ)
- ② 機械類(付加価値基準から関税分類変更基準へ)
- ③ 履物(「他の項からの変更」をベースとした関税分類変更基準の採用)

B 米国タイプがEUタイプの影響を受けたと考えられる例：

- ① 履物(「甲の組立て」の除外規定の導入)

このように、「規定方法」については、従来、主として加工工程基準又は付加価値基準を採用してきたEUが、米国タイプのFTA・EPAの参加国とFTA・EPAを締結することで米国タイプの影響を受け、「他の項からの変更」をベースとした関税分類変更基準を採用する傾向がみられる。

「規定方法」の簡素化のために、日本のEPAでは、2008年に発効したアセアンとのEPA以降、スイス、ベトナム、インド、豪州、モンゴルとのEPA、さらには直近のEUとのEPAにおいても、関税分類変更基準の表記を「CC」、「CTH」、「CTSH」といった略語で、又、付加価値基準の計算方法や閾値の表記を「RVC40%」といった略語の使用による品目別規則の簡素化が進んでいる。この「CC」、「CTH」、「CTSH」といった略語は、前述の統合テキストにおいて採用されたものであり、略語の使用による原産地規則の簡素化の効果<sup>35)</sup>は大きいことから、その採用が望ましいと考える。

### IV-3. 原産地規則（手続的規定）の簡素化の可能性の検討

#### IV-3-1. 日本の原産地規則（手続的規定）の変遷

前述のとおり、原産地規則協定では、原産地規則の中の原産地基準について、非特惠原産地規則の調和作業の実施や調和作業が完了までの間の規律を規定しているものの、証明などの手続的規定は規律の対象とされていない。

WTOにおける簡素化への取組みとして、原産地規則委員会において、2015年～2017年にかけて「透明性及び教育活動」が実施され、その中で、非特惠分野の原産地の証明手続きが産業界に多大なコストをもたらしており、簡素化するための方策として、自己証明、電子的な証明の受け入れのなど必要性が指摘されている<sup>35)</sup>。

一方、FTA・EPAの特惠原産地規則の証明・検証手続<sup>37)</sup>をみると、表11に示すように、スイスとのEPAでの認定輸出者自己証明の導入以降、メキシコ、ペルーとの間でも認定輸出者自己証明が採用され、2015年発効の豪州とのEPAでは輸出者、生産者、輸入者による自己証明が導入された。その後のTPP11でも輸出者、生産者、輸入者による自己証明が採用され、さらには、従来は認定輸出者自己証明を採用してきたEUとの間で本年2月発効した日EU・EPAにおいても、輸出者、生産者、輸入者による自己証明が導入されてきており、証明手続の収斂及びその簡素化が進んできている。

#### IV-3-2. 近年の日本のEPAの証明・検証手続（自己証明の導入）

証明・検証手続は、EPA・FTAの特惠待遇

の適正な適用の確保に必須のものであり、そのために、輸出締約国政府、輸出者、生産者、輸入締約国政府及び輸入者は、一連の証明・検証手続の流れの中で全体として一定のレベルのコストを負担する必要があると考えられる。よって、証明手続を簡素化し、証明時におけるコストの負担を低くすれば、事後の検証の必要性が増し、検証時におけるコストの負担が大きくなる。証明（又それに伴う検証への対応）に必要な情報は生産者が有しているが、自己証明の場合、その情報を基に、生産者→輸出者→輸入者とつながる一連のサプライ・チェーン中で誰が証明（又それに伴う検証への対応）に最も責任を持つかと<sup>38)</sup>いう点で制度の違いが生じると考えられる。ここで、近年の自己証明を導入したFTA・EPAの証明・検証手続を表12に示す。

前述のように、米国に続き日本、EUも、証明手続として輸出国政府が関与しない輸出者、生産者、輸入者による自己証明を導入したが、検証方法でみると、豪州とのEPA、TPP11で採用された方法と、EUとのEPAで採用された方法の2つのタイプがあり、それぞれ、米国タイプ、EUタイプと呼ぶこととしたい。

米国タイプは、輸入締約国税関が輸出締約国の輸出者、生産者に対し自ら検証を行うもの（以下、「直接検証」という。）であるが、EUタイプは、輸入締約国税関からの要請に基づき、輸出締約国税関が自国の輸出者、生産者に対して検証を行うもの（以下、「間接検証」という。）である<sup>39)</sup>。

両タイプの検証手続の大きな違いとして、米国タイプでは、輸入締約国税関は輸出者・生産者に直接情報提供を要求、又、輸出者・生産者の施設を訪問するといった検証（「直接検証」）

35) 日本の直近のEPAのうち、TPP11には略語は採用されていないが、規則の内容等が異なるため単純な比較はできないものの、TPP11の品目別規則の英文テキストが229ページもの分量があるのに対して、略語を使用したEUとのEPAの品目別規則の英文テキストは90ページと大幅に少ない。（長谷川（2018a）参照）

36) 長谷川（2018b）参照

37) 日本のEPAでは、英語では「Verification」を「確認」という用語を用いているが、山神・牛島（2009）にならない、一般的な意味での確認と区別するため「検証」と呼ぶこととする。

38) 山神・牛島（2009）によれば、証明にかかるコストをサプライ・チェーンの中で誰が負担するか、証明手続の違いによって異なるものの、そのコストをサプライ・チェーン全体で合計すると証明手続による大きな違いがないとしている。

表 11 日本の特惠原産地規則の証明手続及び検証手続の規定の変遷

EPA 相手国等	導入等の時期	証明手続	検証手続
シンガポール 同改正議定書	2002年11月発効 2007年9月発効	第三者証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
メキシコ 同改正議定書	2005年4月発効 2012年4月発効	第三者証明 認定輸出者自己証明	- 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証 - 輸入締約国による輸出者・生産者への質問書の送付 - 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
マレーシア	2006年7月発効	第三者証明	- 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
チリ	2007年9月発効	第三者証明	- 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
タイ	2007年11月発効	第三者証明	
インドネシア	2008年7月発効	第三者証明	
ブルネイ	2008年7月発効	第三者証明	
アセアン	2008年12月発効	第三者証明	
フィリピン	2008年12月発効	第三者証明	
スイス	2009年9月発効	第三者証明 認定輸出者自己証明	
ベトナム	2009年10月発効	第三者証明	
インド	2011年8月発効	第三者証明	
ペルー	2012年3月発効	第三者証明 認定輸出者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出締約国への情報提供要請 - 輸出締約国を通じた輸出者・生産者への情報提供要請 - 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
豪州	2015年1月発効	第三者証明 自己証明	- 輸入者に対する書面による情報提供要請 - 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
モンゴル	2016年6月発効	第三者証明	- 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証 - 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
改正 GSP (注)	2018年4月改正	第三者証明	- 輸入者に対する資料の提供要求 - 特惠受益国の権限のある当局又は輸出者又は生産者に質問・資料提供要求 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問 - 特惠受益国の権限のある当局による輸出者・生産者への訪問への日本の税関職員との立会い
TPP11	2018年12月発効	自己証明	- 輸入者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
EU	2019年2月発効	自己証明	- 輸入者に対する情報提供要求 - 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証

(注) 改正前は、税関が輸入通関後に行う検証について具体的な手続規定が法令上存在しなかったが、本改正により規定の整備が行われた。



表 12 自己証明を採用した EPA・FTA の証明手続・検証手続の比較

EPA 相手国等	証明手続		検証手続		
	自己証明を行う者	証明方法	検証を行う者	検証方法	輸出締約国の関与
豪州	第三者証明 輸出者、生産者、 輸入者	原産地証明書 (Certificate of Origin) 原産地証明文書 (Origin Certificate Document)	輸入締約国税関	(a) 輸入者に対する書面による 情報提供要請 (b) 輸出締約国の権限を与えら れた機関又は税関への検証 協力要請 (c) 輸出者又は生産者に対する 書面による情報提供要請 (d) 輸出締約国の定める条件に 従って、輸出者又は生産者 の施設へ訪問	(b)への協力 (d)において、輸出締約国が輸 出者又は生産者の同意を取得
TPP11	輸出者、生産者、 輸入者	原産地証明書 (Certification of Origin)	輸入締約国	(a) 輸入者に対する書面による 情報提供要請 (b) 輸出者又は生産者に対する 書面による情報提供要請 (c) 輸出者又は生産者の施設へ 訪問	(b)について、輸入締約国は(輸 出締約国の求めに応じ) 通報、 また、輸入締約国の要請を受け、 輸出締約国は支援を行うことが できる。 (c)について、輸入締約国は輸 出締約国に通報し、輸出締約国 の職員同行の機会を与える。 繊維製品については、輸出締約 国が輸入締約国の輸入者又は生 産者の施設への訪問への支援を 実施
EU	輸出者 (生産者) 輸入者	原産地に関する申告 (Statement of Origin) 輸入者の知識 (the importer's knowledge)	輸入締約国税関	(a) 輸入者に対する情報提供要 求 (「原産地に関する申告」 の場合、輸入者の手配による 輸出者 (生産者) からの 直接の情報提供も可) (b) 輸出者 (生産者) のよる「原 産地に関する申告」の場合、 輸出締約国税関への情報提 供要請	輸入締約国税関から検証要請を 受けた輸出締約国税関は、輸出 者 (生産者) からの証拠の文書 の入手、又は、輸出者 (生産者) の施設訪問を実施
主要国の FTA					
米国・豪州	輸入者	輸入者の知識 (the importer's knowledge or information in importer's possession)	輸入締約国	(a) 輸入者からの情報提供要請 (b) 輸出者又は生産者に対する 書面による情報提供要請 (c) 輸入者の手配による輸出者 又は生産者からの直接の情報 提供 (d) 輸出者又は生産者の施設へ 訪問	繊維製品については、輸出締約 国が輸入締約国の要請による検 証の実施、輸入締約国の検証 (輸入者又は生産者の施設への 訪問など) への支援の実施
米国・韓国	輸入者、輸出者、 生産者 輸入者	証明書 (Certification) 輸入者の知識 (the importer's knowledge)	輸入締約国	(a) 輸入者、輸出者、生産者対 する書面による情報提供要請 (b) 輸入者、輸出者、生産者 に対する質問状 ((a)及び(b) の方法の場合、輸入者に対す る輸出者又は生産者からの 直接の情報提供の手配要請) (c) 輸出者又は生産者の施設へ 訪問	繊維製品については、輸出締約 国が輸入締約国の要請による検 証の実施、輸入締約国の検証 (輸入者又は生産者の施設への 訪問など) への支援の実施
EU・カナダ	輸出者	原産地申告 (Origin Declaration)	輸入締約国税関	輸出締約国税関への検証要請	輸入締約国税関から検証要請を 受けた輸出締約国税関は、輸出 者からの証拠の文書の入手、又 は、輸出者の施設訪問を実施
EU・韓国	認定輸出者 (産 品価額が6,000 ユーロ超の場合、 6,000ユーロ 以下の場合 は全ての輸出者)	原産地証明 (Proof of Origin)	輸入国税関	輸出締約国税関への検証要請	輸入締約国税関から検証要請を 受けた輸出締約国税関は、輸出 者からの証拠の文書の入手、又 は、輸出者の取引 (accounts) 等の適切な確認の実施

を行うことができるが、EU タイプの場合には、輸入締約国税関は、輸出者・生産者への直接の情報提供要求や輸出者・生産者の施設訪問はできず、輸入者を通じて輸出者・生産者から情報を求めるか、輸出締約国税関に要請して輸出者・生産者からの情報の入手や輸出者・生産者の施設訪問といった検証（「間接検証」）を行ってもらうこととなる。

また、EU タイプでは、輸入者が「輸入者の知識」により行う証明と、輸出者・生産者が「原産地に関する申告」により行う証明において、検証方法や検証結果を受けて特惠待遇を否認する場合の要件について以下のとおり明確な違いを設けている。

- (1) 日 EU・EPA では、輸入締約国税関からの要請を受けて輸出締約国税関が行う「間接検証」は、輸出者・生産者が「原産地に関する申告」により行う証明についてのみに行われ、輸入者が「輸入者の知識」により行う証明の場合には、輸入締約国税関による輸入者への検証のみが可能とされている。これは、輸入者が「輸入者の知識」により証明を行う前提として、輸入者は証明に必要な全ての情報を輸出者・生産者から入手しているとされているためである。
- (2) 日 EU・EPA では、輸出者・生産者が「原産地に関する申告」により証明を行う場合、EU からの輸出の場合には、輸出者は登録輸出者（REX）番号を記載することにされており<sup>40)</sup>、また、輸入者による「輸入者

の知識」による証明の場合には、輸出者の把握ができないので EU 側への間接検証の要請はできないとされている<sup>41)</sup>。そのことから、登録輸出者（REX）番号の記載は、EU 側が日本側の要請を受けて間接検証を行う場合に備えて輸出者を把握するためのものと考えられる。

- (3) 検証結果を受けて特惠待遇を否認する場合の要件をみると、日 EU・EPA では、「輸入者の知識」によるものは、輸入締約国税関は輸入者が情報提供できなければ否認できるとされているが、そもそも、輸入締約国税関は輸入者への検証以外の検証方法が認められていないことから当然と考えられる。なお、豪州との EPA、TPP11 においても「輸入者の知識」による場合、輸入締約国税関は輸入者が情報提供できなければ否認できるとされている<sup>42)</sup>が、その場合であっても、輸入締約国税関は輸出者・生産者への検証を行うことは可能であり、その点が EU タイプと異なると考えられる。

なお、TPP11 では、輸出者・生産者が証明を行った場合は、表 12 の検証方法 (a)（輸入者に対する書面による情報提供要請）で十分な回答が得られなかった場合にも、否認前に同表の (b)（輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請）及び (c)（輸出者又は生産者の施設へ訪問）を行うことが要件とされている。

39) 香川（2013）では、輸入国税関が直接検証を行うことから「直接検証」、輸入締約国税関が直接検証を行わないことから「間接検証」と呼んでおり、それにならうこととする。

40) EU 当局者によれば、EU の運用として、6,000 ユーロ以下の貨物を除き、原産地に関する申告を作成する EU の輸出者は、登録輸出者システムへの登録が義務付けられるとしている。（JETRO（2019）参照）

41) European Commission（2019）“EU-Japan EPA Guidance, Verification and Denial of Preference”, p 8

42) 米国が締結した FTA では、「輸入者の知識」による証明の場合、TPP11 のように、輸入者が情報提供できなければ否認できると明確に規定されていない。例えば、米国・豪州 FTA では「輸入者の知識」による証明のみが採用されているが、輸入者が情報提供できなければ否認できるといった規定は見当たらない。しかしながら、記録の保管義務は輸入者に対してのみ課され、輸出者・生産者には課されていないので、輸入者が立証できなければ事実上否認される結果になると考えられる。また、米国・韓国 FTA では輸出者・生産者・輸入者による証明が採用されているが、検証方法として「輸入者の知識」と輸出者・生産者による証明とは区別されていない。しかしながら、同様に、「輸入者の知識」の場合は輸入者に対してのみ記録の保管義務を課していることから、輸入者が立証できなければ事実上否認される結果になると考えられる。

### IV-3-3. 更なる収斂の可能性の検討

米国タイプの特徴である「直接検証」及び EU タイプの特徴である「間接検証」について、それぞれの長所・短所として、香川（2013）において以下のとおり述べられている。

#### (1) 米国タイプ

長所：輸入締約国税関が原産地の認定に係る情報収集や判断を自ら行うことで、FTA・EPA 相手国の能力に左右されず原産地の認定を行うことができる。

短所：輸出者・生産者に対する訪問などの検証を行うことは、検証を受ける輸出者・生産者のみならず輸入締約国税関への負担が大きい。

#### (2) EU タイプ：

長所：輸入締約国税関は検証の要請を行うが、その要請を受けて検証を実施するのは輸出締約国税関であることから、輸入締約国税関の負担が少ない。

短所：輸出締約国税関の能力や協力に原産地の審査が大きく左右される。特に、輸出締約国が途上国であるなど、税関当局に対する技術協力が必要とされる場合がある。

今後どちらのタイプに収斂していくのか現時点で予測することは難しいが、証明・検証手続は、EPA・FTA の特惠待遇の適正な適用を確保するためのものであり、その観点から、双方の長所・短所も踏まえて以下の論点を提示したい。

#### (1) 論点1：輸入者へ証明・検証へのコストをどこまで負担させるのが適切か。

EU タイプでは、「輸入者の知識」による証明を使った場合、輸入者の検証への対応及び対応結果に多大のコスト及びリスクを負担することから、その利用を躊躇する可能性があり、輸入者が利用し易くするためのコスト・リスクの軽減策も考えるべきではないか。例えば、輸入者が十分な回答ができない場合に即否認するのではなく、米国・豪州 FTA 及び米国・韓国 FTA で採

用され、又、日 EU・EPA でも「原産地に関する申告」については認められている、輸入者の手配により輸出者・生産者から回答を直接当局へ送るオプションの使用を可能とすることも考えられる。

#### (2) 論点2：検証に輸出締約国政府がどこまで関与するべきなのか。

米国がこれまでに豪州や韓国と締結した FTA では、原則的に検証への輸出締約国の関与は規定されていない。その一方で、重要な品目である繊維製品の検証には輸出締約国の積極的な関与を規定していることから、米国タイプにおいても適切な検証を行うために輸出国政府の関与は必要と認識されていると考える。さらに、米国タイプとしている、日本の豪州との EPA や TPP11 においても、繊維製品以外の全ての品目の検証について輸出締約国が一定程度の関与できる規定が導入されている。

一方、EU タイプでは、検証を全て行うのは輸出締約国税関であり、その負担は大きい。日本と EU といった先進国間の EPA では、輸出締約国側の税関は検証に対応可能と考えられるが、輸出締約国側が途上国である等能力が不十分な場合など、必要に応じ、輸出締約国税関の検証に輸入締約国税関が協力するといった規定も必要と考えられる。

このように、米国タイプと EU タイプは、検証を行う者が大きく異なっているが、適切な検証を行うためには、輸出締約国と輸入締約国との協力が必要と考えられ、今後、米国タイプと EU タイプのよい点を踏まえた中間的なアプローチが必要とも考えられる。

昨年 12 月に発効した TPP11 に加え、本年 2 月には日 EU・EPA が発効し、日本の EPA では、米国タイプ及び EU タイプの両方の証明・検証手続が導入されたこととなり、日本の関係者は、輸出者・生産者・輸入者、輸出入締約国当局としてこれら 2 つのタイプの手続に同時並行で対応していくことになる。今後、その過程

の中で問題点等が明らかとなり、その改善のための検討が行われると考えられるが、よりよい

ものに向けて双方のタイプが収斂していくことを期待したい。

## V. WTO 等多国間取り組みが果たすべき役割の検討及び提言

前章において、原産地規則の「規則の内容」は依然多様化する一方で、化学品、履物といった一部品目には収斂の動きがあることを述べた。また、原産地規則の「規定方法」をみると、「規則の内容」は同じであっても「規定方法」は FTA・EPA 毎に依然異なっているものの、一方ではいくつかのパターンへの集約への動きがみられることを述べた。

よって、この動きを進め、多様な原産地規則を簡素化して、その複雑性を低減させることによって、透明性・予見性及び利用者による規則の理解の向上を図ることが、貿易の円滑化に資するものと考えられる。

簡素化の方策として、前章において、主要なセクターの代表的な品目を選び、原産地規則の「規則の内容」及び「規定方法」について比較分析し、多様性、収斂の状況を調査するとともに、その簡素化の可能性を検討するため、それら品目について、「規則の内容」、「規定方法」の標準化が可能かどうか、実際に品目毎に標準化案の作成を試みることにより検討を行った。

検討結果として、化学品、履物といった品目は、「規則の内容」及び「規定方法」双方について1つの規則に標準化できる可能性があると考えられる。一方で、繊維製品、機械類といった重要な産業分野である品目の「規則の内容」は依然多様化しており、1つの規則への標準化は現時点では困難であると考えられる。一方、これら品目についても「規定方法」の標準化は可能であり、現状、同じ「規則の内容」であっても

FTA・EPA 毎に異なる「規定方法」を統一することによる簡素化の効果は大きいと考える。

原産地規則の簡素化のため、これまでの収斂の動きをさらに進め、規則の標準化を FTA・EPA の参加国に促すためには、多国間の枠組みである WTO において標準化の作業を実施し、それをガイドラインとして各国に示すことが必要と考える。その理由として、現行の原産地規則協定は、FTA・EPA といった特惠分野の原産地規則をその規律及び調和作業の対象とはしていないが、①非特惠原産地規則の調和作業の技術的検討の成果として作成された統合テキストは、その後の FTA・EPA の原産地規則においてデファクトスタンダードとしてその収斂に貢献してきていること、②調和作業の完了が見通せない状況において、統合テキストとして纏められた技術的検討の成果を上記標準化のガイドライン作成に生かすことができること、③ WTO では、非特惠分野以外にも、LDC 向けの GSP の特惠原産地規則の改善のためのガイドラインの作成作業<sup>43)</sup>が実施されており、調和作業で得られた経験を生かし、FTA・EPA 特惠原産地規則の簡素化を図り、貿易円滑化を図っていくことは WTO の使命に合致すると考える。

標準化の作業は、約 5,000 品目にも及ぶ HS 品目表全体について行うこととなり、また、その作業には、複雑な原産地規則を理解・分析する専門的・技術的知見が必要である。よってその作業を、専門的・技術的知見を有し、調和作

43) 加盟国が LDC 向けに適用する一般特惠による LDC 製品の市場アクセスを円滑化する観点から、当該一般特惠に適用される原産地規則につき、各国は規則を作成・確立する際に配慮すべき基準や書類要件についての具体的内容をガイドラインとして定めている。（長谷川（2018b）参照）

業において技術的検討を担当した WCO（世界税関機構）の原産地規則技術委員会（TCRO）<sup>44</sup>において実施することも考えられる。

証明・検証手続については、前述のとおり、証明手続は輸出者・生産者・輸入者による自己証明へ、検証手続は米国タイプ及び EU タイプの 2 つのタイプへと収斂の動きがあることを述べた。自己証明の場合は、証明・検証手続全体のコストは証明時から検証時へと移ること

なるが、米国タイプであれ、EU タイプであれ、その検証を担当するのは、多くの場合税関当局である。WCO<sup>45</sup>は、これまで加盟国の税関当局の検証の能力向上のためのガイドラインの作成、研修・セミナーを実施してきており<sup>46</sup>、今後、自己証明への収斂に伴う検証の重要性の増大によって、途上国税関の能力向上を果たす WCO の役割はさらに大きくなると考える。

## VI. おわりに

本稿では、FTA・EPA の特恵原産地規則のうち「原産地基準」については、日本の EPA 及び主要国の FTA の原産地規則の「規則の内容」及び「規定方法」の比較分析から、依然多様かつ複雑な状況であるものの、近年のメガ FTA・EPA の進展などにより収斂の動きがあり、一部品目については 1 つの規則への標準化が、それが困難な品目であっても、「規則の内容」毎の「規定方法」の標準化による原産地規則の簡素化が可能なることを明らかとし、非特恵原産地規則の調和作業における技術的検討の成果を踏まえ、その作業を多国間の枠組みである WTO において実施することを提案した。WTO においては、現在は停止されているが、非特恵原産地規則の調和作業において技術的検討が行

われ、その成果は統合テキストとして纏められており、それを活用し、FTA・EPA 特恵原産地規則についても簡素化のための標準化のガイドラインを示すことにより、貿易の円滑化に貢献することを期待したい。

FTA・EPA の特恵原産地規則のうち「手続的規定」である証明・検証手続については、証明手続が輸出者・生産者・輸入者による自己証明へと、また、検証手続は米国タイプ及び EU タイプの 2 つのタイプへと、「原産地基準」を比べるとさらに収斂が進んでいると考える。日本は、昨年 12 月に発効した TPP11、本年 2 月に発効した日 EU・EPA と 2 つの異なるタイプを導入したことになり、それらの運用を通じ、今後さらなる収斂への動きがあること期待したい。

## 参 考 文 献

長谷川実也 (2019) 「WTO 非特恵原産地規則の調和作業の FTA・EPA 特恵原産地規則へ

の影響」『長崎大学経済学部研究年報』第 35 巻 2019 年 6 月, pp. 17-45

44) WTO 原産地規則協定においては、WCO が主催する原産地規則技術委員会が設置され、調和作業における技術的な観点からの規則案の作成、また、協定に基づく技術的な作業の実施を行うこととされている。

45) WCO は、調和作業が進まない中貿易円滑化のため、手続面（証明、検証、事前教示等）のガイドライン等の作成に焦点を当てて活動してきている（長谷川（2018b）参照）。

46) WCO (2019)

- 長谷川実也 (2018a)「日本の原産地規則の変遷について」長崎大学経済学会『経営と経済』第98巻第1・2・3・4号2018年12月, pp. 25-58
- 長谷川実也 (2018b)「WTOにおける非特惠原産地規則の調和作業の状況について」『長崎大学経済学部研究年報』第34巻2018年6月, pp. 27-43
- 香川里子 (2013)「主要国FTAにおける原産地の証明手続及び検証手続の最近の傾向(前編)」日本関税協会『貿易と関税』2013年7月, pp. 4-18
- 香川里子 (2013)「主要国FTAにおける原産地の証明手続及び検証手続の最近の傾向(後編)」日本関税協会『貿易と関税』2013年8月, pp. 4-12
- 山神秀樹・牛島咲子 (2009)「自由貿易協定における原産地規則の比較研究—原産地証明・原産地検証制度に焦点を当てて—(1)」日本関税協会『貿易と関税』2009年5月, pp. 12-23
- 山神秀樹・牛島咲子 (2009)「自由貿易協定における原産地規則の比較研究—原産地証明・原産地検証制度に焦点を当てて—(2・完)」日本関税協会『貿易と関税』2009年6月, pp. 38-47
- 長谷川実也 (2003)「WTO新ラウンド—その論点と展望 第3回 地理的表示と原産地規則」日本関税協会『貿易と関税』2003年3月, pp. 26-36
- 日本貿易振興機構(JETRO) (2019)「日EU・EPA発効記念セミナー, 当局が特惠関税利用のための輸出入の運用を説明」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/02/33441b14cf0580f9.html>〉(2019年2月11日アクセス)
- Antoni Esteveordal, Jeremy Harris and Kati Suominen (2009)“Multilateralising Preferential Rules of Origin around the World”, IDB Working Paper Series, No. IDB-WP-137, Inter-American Development Bank
- Bernard Hoekman and Stefano Inama (2018)“Harmonization of Rules of Origin: An Agenda for Plurilateral Cooperation?”, *East Asian Economic Review*, Vol. 22 No. 1 (March 2018), pp. 3-28, Korea Institute for International Economic Policy
- European Commission (2019)“EU-Japan EPA Guidance Importer’s knowledge”, “EU-Japan EPA Guidance Confidentiality of Information”, “EU-Japan EPA Guidance Claim, Verification and Denial of Preference”〈[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan_en)〉(2019年1月30日アクセス)
- WTO (2010)“Draft Consolidated Text of Non-Preferential Rules of Origin”, G/RO/W/111/Rev.6
- WCO (2019)“Origin・Activities and Programmes・Preferential rules of origin”〈[www.wcoomd.org/en/topics/origin/activities-and-programmes/preferential-origin.aspx](http://www.wcoomd.org/en/topics/origin/activities-and-programmes/preferential-origin.aspx)〉(2019年2月20日アクセス)
- 日本の EPA の原産地規則**
- 「締結済各EPAの概要, 協定条文等(平成31年2月現在)」税関ホームページ〈<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>〉(2019年3月27日アクセス)
- 主要国の FTA の原産地規則**
- NAFTA :**
- NAFTA 事務局ホームページ〈<https://www.nafta-sec-alena.org/Home/Texts-of-the-Agreement/North-American-Free-Trade-Agreement>〉(2018年9月28日アクセス)
- 米国の FTA**
- 米国通商代表部(USTR)ホームページ〈<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>〉(2019年3月4日アクセス)
- EU の FTA**
- 欧州委員会税制・関税同盟総局ホームページ

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list_en) (2018年9月28日アクセス)

#### アセアンの FTA

ASEAN 事務局ホームページ

[https://asean.org/asean-economic-community/asean-free-trade-area-afta-](https://asean.org/asean-economic-community/asean-free-trade-area-afta-council/agreements-declarations/)

[council/agreements-declarations/](https://asean.org/asean-economic-community/free-trade-agreements-with-dialogue-partners/), <https://asean.org/asean-economic-community/free-trade-agreements-with-dialogue-partners/>), (2018年9月27日アクセス)

#### インドの FTA

インド商工省ホームページ

<http://commerce.gov.in/InnerContent.aspx?Type=InternationalTrademenu&Id=32>) (2018年9月28日アクセス)

## 付録

### 化学品の生産工程<sup>47)</sup>

化学品は、HS 品目表第 27 類の石油などを原料に、分解又は合成などによる化学的に新たな物質を形成する化学反応や、原料から不純物を除去する精製、原料を混合するなどの工程により生産される。

化学品の原産地規則は、多くの場合、原料と産品の間で HS 品目表番号の変化を伴うため、品目別規則に規定する「実質的変更基準」として関税分類変更基準を採用することが可能であるが、膨大な数の化学品に対し HS 品目表番号は限られており、全ての場合に HS 品目表番号の変更が生じるわけではないことから、関税分類変更基準に加え、それを補足する形で、付加価値基準や加工工程基準（以下、「化学品ルール」と呼ぶ。）が用いられることが多い。化学品ルールの主なものとして「化学反応」があるが、それ以外に、「混合及び調合」、「精製」、「粒径の変更」、「標準物質の生産」、「異性体の分離」、「生物工学的工程」があり、これらを「フルセットの化学品ルール」と呼ぶ。

### 繊維製品の生産工程<sup>48)</sup>

繊維製品の生産工程は、大きく分けて、繊維から糸をつくる工程である「製糸・紡績」、糸から織物・編物をつくる工程である「織布・編立」、織物・編物から衣類をつくる工程である「縫製・組立」からなり、さらに、織物・編物の「なせん・浸染等」の工程、織物・編物から衣類の部分品への「裁断」、衣類の部分品から衣類への「縫製・組立」といった工程に細分される。これら生産工程を図 4 に整理する。

図 4 に示す生産工程のうち、⇒を 1 工程とカウントする（例えば、糸からの生産が必要とされる規則の場合には、「糸」⇒（1 工程）⇒「織物・編物」⇒（1 工程）⇒「衣類」の 2 工程ルールとなる）ことにより、規則の内容を表すことができる。

なお、→は 1 工程とカウントしないことから、例えば、「衣類の部分品」から「衣類」の生産工程は「0 工程」と便宜上呼ぶこととする。

47) 長谷川 (2019) 参照

48) 長谷川 (2018a) 参照

図4 繊維製品の生産工程

産品		生産工程
衣類		
↑	↑	(縫製・組立)
	衣類の部分品	
	↑	(裁断)
織物・編物	織物・編物	
	↑	(なせん・浸染等)
	織物・編物	
↑		(織布・編立)
糸		
↑		(製糸・紡績)
繊維		